



## 森下仁丹の町名表示板広告と「広告益世」

井 出 文 紀

**概要** 森下仁丹の創業者森下博は、「毒滅」「仁丹」等のヒット商品により日本の売薬業界を牽引するとともに、その積極的な広告戦略から、「日本の売薬王」「日本の広告王」などと呼ばれた。森下はまた、事業の基本方針に「原料の精選を生命とし、優良品の製造供給 進みては、外貨の獲得を実現し、広告に依る薫化益世を使命とする。」を掲げ、広告を通じた社会貢献の実践、いわゆる「広告益世」も重視した。本稿では、とりわけ大正初期から京都を皮切りに設置が進められた仁丹の町名表示板に焦点を当て、森下が町名表示板の設置を進めた背景として、大規模な屋外広告への反発と取締があるなかでの「広告益世」の模索と実践、町名表示板の持つ「公益性」に着目した。

**Abstract** Hiroshi Morishita, founder of the patent medicine company “Morishita Jintan”, was called “the king of Japanese patent medicine” and “the king of advertising” in the early 20th century. His unique advertising strategy was called “*kokoku-ekisei*”, based on his company’s corporate philosophy, “selection of the best material, delivery of high quality products, acquisition of foreign currency and social contribution through advertisement”. This paper examines his advertising strategy, focusing on the utility of “Jintan’s address boards”.

**キーワード** 仁丹, 森下博, 広告益世, 町名表示板

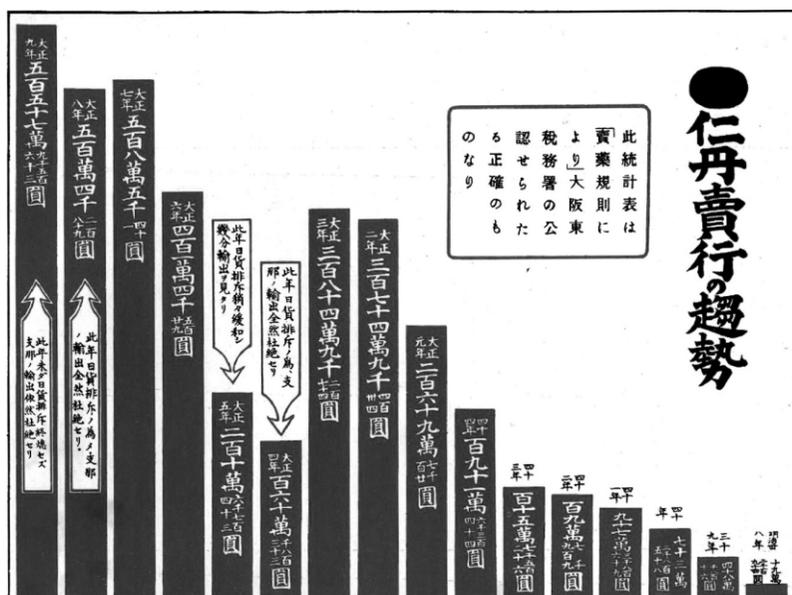
**原稿受理日** 2017年10月2日

はじめに

医薬食品メーカー森下仁丹の創業者森下博は、1900（明治33）年に発売された梅毒新剤「毒滅」、その5年後に発売された懐中薬「仁丹」の劇的な成功により、日本の売薬業界を牽引したのみならず、その積極的な広告戦略から、「日本の売薬王」「日本の広告王」などと呼称される存在となった<sup>(1)</sup>。仁丹の売上高は、(図1)にみるように急増し、1921（大正10）年度の大阪売薬同業組合管内の売薬業者番付表では、568万円余りの製造高を誇る森下が「天下無敵」と称されている<sup>(2)</sup>。この売り上げの急伸を支えたのは、国内の販売のみならず、創売当初から海外市場を意識し、1907（明治40）年以來、中国を筆頭に朝鮮半島、台湾、南洋、インドなど積極的な海外市場開拓を行ったことによる。その結果、仁丹の海外輸出は総売上の過半を占めるほどまで急増し（表1）、1921（大正10）年には我が国の売薬輸出の6割を占めるまでに至っている。

森下は1頁、2頁ものの大型新聞広告に代表されるような新聞広告を全国各紙に相次いで掲載したのみならず、野立広告、電柱広告、広告塔、博覧会等での広告、ロゴ入りの町

図1 仁丹売行の趨勢



出所 森下博薬房 [1921]

(1) 山本, 津金澤 [1992], p.131.

(2) 森下仁丹 [1974], p.67.

森下仁丹の町名表示板広告と「広告益世」(井出)

表1 仁丹の輸出高推移

明治38年	4,218 (円)	明治43年	451,027
明治39年	37,311	明治44年	840,904
明治40年	69,715	大正元年	1,044,841
明治41年	185,470	大正2年	2,459,330
明治42年	225,795	大正3年上半期	2,227,461

出所 『艸藥新聞』大正3年8月1日

名表示板等，屋外広告を積極的に繰り広げた(表2)。さらに森下は，事業の基本方針に「原料の精選を生命とし，優良品の製造供給 進みては，外貨の獲得を実現し，広告に依る薫化益世を使命とする。(下線部筆者)<sup>③</sup>」を掲げ，広告を通じた社会貢献の実践，いわゆる「広告益世」も重視した。

表2 森下博，仁丹広告関連年表(明治から大正時代)

1869 (明治2)	森下博，広島県沼隈郡鞆町(現 福山市)に誕生
1893 (明治26)	2月 森下南陽堂を創業
1900 (明治33)	2月 梅毒新剤「毒滅」発売
1905 (明治38)	2月 懐中薬「仁丹」(赤大粒)発売，森下博薬房と改称
1906 (明治39)	発売2年目にして売上高家庭薬第1位に
1907 (明治40)	輸出部新設，中国販路開拓着手 東京倉庫開設 大阪駅前イルミネーション建設
1908 (明治41)	中国全土の郵便代弁処4,000ヵ所に仁丹委託販売を委嘱 (のち，1912年 ムンバイ，1915年 ジャワにも支店設置へ) 東京に三色イルミネーションの広告塔建設
1909 (明治42)	東京市内で電柱広告設置開始→警察より塗替命令 (明治44年 広告物取締法)
大正初ごろ	京都市に木製町名表示板設置
1916 (大正5)	2月 広告革新の宣言(金言広告開始) 5月 東京・大阪で金言入り電柱広告
1918 (大正7)	京都市とその周辺地域への町名表示板設置開始
1920 (大正9)	広告費100万円を突破(宣伝部長谷本弘: 広告費のピークは大正12年ごろ)
1921 (大正10)	仁丹輸出高，わが国売薬輸出の6割を占める
1922 (大正11)	森下博営業所と改称 2月「仁丹の体温計」「仁丹ハミガキ」発売 上野に大広告塔建設
大正末～昭和初	大津市に木製町名表示板設置 京都市，伏見市に瑠璃製町名表示板設置

出所 森下仁丹 [1974]，森下博薬房 [1921]，日本電報通信社 [1940]，亀田満福 [1960] より抜粋，加筆。

なかでも町名表示板に関して，森下仁丹の社史では「町名の表示がないため，来訪者や郵便配達人が家を探すのに苦勞しているという当時の人々の悩みに応え，1910(明治43年)

③ 同上，p.32。

からは、大礼服マークの入った町名看板を次々に掲げ始めた。当初、大阪、東京、京都、名古屋といった都市からスタートした町名看板はやがて、日本全国津々浦々にまで広がり、今日でも戦災に焼け残った街角では、昔ながらの仁丹町名看板を見ることができる。』<sup>(4)</sup>とある。ただし、戦後になって大阪、奈良、大津に設置された町名表示板の一部、戦前から京都ならびに伏見で設置された町名表示板こそ現存しているものが知られていたが、その詳細にかかわる資料は存在しておらず、他都市の状況ならびに設置時期などに関してはほとんど検討がされていなかった。そこで井出 [2018] では、森下の広告費の急増とその内容を概観した上で、京都をはじめとするいくつかの都市で戦前に設置が開始された仁丹のロゴ入りの「町名表示板」に焦点を当て、その設置状況を検証する試みを行った。その結

表3 京都市、旧伏見市、大阪市、奈良市、大津市の珙瑯製町名表示板

	京都市	伏見市	大阪市	奈良市	大津市
サイズ (cm)	91×15	60×12	76×12	60×12	76×15
商標の位置	下, 上	下	下	下	上
色	青, 赤でロゴ 住所は黒 (手書きか)	青, 赤でロゴ 住所は青 (珙瑯)	黒, 赤でロゴ 住所は黒 (珙瑯)	黒, 赤でロゴ 住所は黒 (珙瑯)	黒, 赤でロゴ 住所は黒 (珙瑯)
商品名, コピー	なし	なし	仁丹歯磨	仁丹歯磨	仁丹歯磨 急救護身薬 日常保健薬 執務勉強に 旅行運動に 日常保健に 訪問接客に
市区名	区名 (横書)	伏見市	区名 (縦書)	なし	なし
現存枚数 (2016.9.4 現在)	664	10	21	13	17
例					
設置時期	大正末～昭和初	昭和4～6年	昭和26年ごろ	戦後	戦後

出所 京都仁丹樂會, 井出 [2018]。

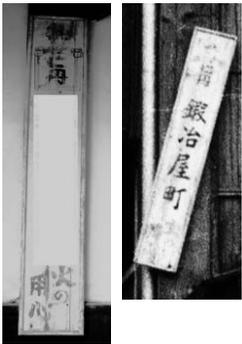
(4) 森下仁丹百周年記念誌編纂委員会 (編) [1995], p.36。

森下仁丹の町名表示板広告と「広告益世」(井出)

果、京都では、木製町名表示板の設置開始時期がおおよそ1912(大正元)年であること、瑠璃製に関しては1925(大正14)年の古写真にその存在が確認できること、加えて、東京で1918(大正7)年から木製の町名表示板が9万枚以上設置されていたとする森下博薬房東京倉庫作成の資料が存在すること、大津でも大正末には木製の町名表示板が設置されており、現存するものもあることを明らかにした(表3, 4)。

本稿では、仁丹が短期間で売上を急増させ、日本を代表する売薬企業へと成長した背景の一つである広告戦略とのかかわりから、森下が経営理念に掲げた「広告益世」を追求するなかで、なぜ町名表示板の設置を進めるに至ったのかを検討したい。

表4 京都市, 東京市, 大津市の木製町名表示板

	京都市	東京市	大津市
色	白地に赤枠 住所は黒	白地 住所は黒 区名は赤か	白地に青緑枠 住所は黒
記述内容	通り, 町名 一部区名も デザインに違いあり	区名, 町名, 丁目, 番地	町名 下部に「火の用心」
現存	11枚	確認できず	1枚
例			
設置時期	大正元年頃	大正7年～ 約9万枚設置	大正末

出所 井出 [2018]。京都の現存枚数は京都仁丹樂會調べ。

## 1. 市中を席卷した売薬広告と「仁丹」

「仁丹」創売からわずか数年で全国一の売上を記録した大々的な広告戦略は、「大阪、東京を初め大都会の要所々々の闇の空には、彼の字画の少ない「仁丹」の二字が明るく浮いて居る。幾千幾万の電柱には金言を主にした広告が必ず目につく。日々全国から(海外からも)刊行される夥しき新聞には彼の大礼服のマークが見えない事がない。又屢々全面大

の広告をも出して其の偉大さを示す。此外劇場に、郊外に、街頭に、往く所として其マーク、其文字を見ないことはない。』<sup>⑤</sup>と評されるほど、全国至る所に「仁丹」の姿を登場させることになった。

仁丹の宣伝部長を務めていた谷本弘は、「仁丹の広告費は大正十二年がレコードであつたと思ふ。おそらく百万円を突破したことだろう。その中新聞広告が六分、他の広告費が四分の割合である。新聞広告は大きい程効果的であり、一頁広告よりも二頁広告の方が効果が多い。(略)仁丹の一頁広告は、明治四十年頃と思ふが、その頃は一頁広告を出す毎に赤飯を焚いて、尾頭のついた魚と一緒に、之を社員全体に出して大にそれを祝つた位だつた。』<sup>⑥</sup>と回想している。図1で示した当時の売上高と比較しても、その広告費の割合は非常に高い。

表5 森下仁丹の大阪朝日新聞、大阪毎日新聞への1頁・2頁広告数

	1905 (明38)	1906 (明39)	1907 (明40)	1908 (明41)	1909 (明42)	1910 (明43)	1911 (明44)	1912 (大元)	1913 (大2)	1914 (大3)	1915 (大4)
大阪朝日1・2頁広告数	32	37	34	56	57	46	39	42	52	63	31
(うち2頁)	0	1	1	5	6	4	6	8	11	8	6
大阪毎日1・2頁広告数	14	9	25	48	52	39	33	40	38	54	20
(うち2頁)	0	1	1	4	6	5	6	8	8	6	6

出所 朝日新聞、毎日新聞データベースより井出が確認、計算。「仁丹」「毒滅」両製品の広告を含む。ただし初期の一部広告を除きほとんどが仁丹の広告である。

井出 [2018] でも指摘した通り、仁丹創売直後から森下は新聞広告を展開し、毎月数十回にも及ぶ1頁、2頁広告を大阪朝日、大阪毎日はじめ全国各紙で展開した(表5)。仁丹が発売された1905(明治38)年2月11日以降の大阪朝日新聞の紙面を見ていくと、仁丹が初めて登場するのは、5月10日の1頁広告で、同日には大阪毎日新聞にも1頁広告を掲載している。当時、大阪朝日新聞の紙面は10頁前後で広告に割けるスペースは3頁程度であった。多くの広告は小型で、化粧品や売薬を中心として1頁広告を掲載する企業もあったが、せいぜい月に1、2回程度であり、月数十回の掲載を続けた仁丹がいかに広告に力を入れていたかが分かる。1909(明治42)年に仁丹小売店向けに作成されたチラシでは、創売1年目の明治38年は大阪朝日、大阪毎日両紙への広告行数が43,085行、費用が18,095円70銭であったのに対し、4年目の明治41年は両紙への広告行数95,976行、費用67,569円

⑤ 「大胆にして而も着実なる森下仁丹本舗の事業」『商道』101号、1921年1月、p.16。

⑥ 日本電報通信社 [1940]、p.561。

50銭へと急増していることを例示したうえで、「出費の膨大は固より右両新聞のみに非ずして幣舗が絶へず掲出する東京の九新聞及び全国にて貳百四拾余新聞の広告費も殆ど同一比例に増進し、其他全国に普及せしめつゝある各種の看板及び種々雑多の拡張材料等の失費も亦年々三倍四倍と激増致来り」<sup>(7)</sup>として卸値の値上げを受け入れるよう求めていることから、その広告費の急増ぶりがわかる。

また、新聞紙上では単に商品を宣伝するのみならず、災害地への義捐を呼びかける広告や社会問題への懸賞論文広告も掲載された。初めて森下が義捐を呼びかける1頁広告を掲載したのは1905(明治38)年10月8日、当時ライオン歯磨が行っていた慈善券の添付<sup>(8)</sup>を仁丹でも開始したことを告知するため懸賞を実施するものであった(図2)。次いで1906(明治39)年1月25日には、東北凶作地への支援として学童用墨、筆を寄贈する旨の1頁広告を掲載している。同様の内容は新聞広告のみならず引札広告でも行われた。「広告益世」理念の実践の初期は、これら義捐活動および商品に添付した慈善券による被災地支援であったといえる。当初は製品に添付した慈善券をもとに被災地を義捐するという方法をとっていたが、その後慈善券にかかわりなく、新聞紙上もしくは引札、店頭での看板を通じてはじめて被災地に対する義捐金額を告知し、期間中の売上をもとに義捐を行うスタイルに変更されている(表6)。図2の③はその代表例の2頁広告である。

表6 初期仁丹の義捐、寄贈活動例

1905.10.8	慈善券制度開始披露
1906.1.25	慈善券引換資金から、福島、宮城、岩手三県の凶作地児童に墨5千挺、筆5千対寄贈
2.18	軍隊へ仁丹50万包寄贈
3.25	東北凶作地学童に、関西で寄付募集した教科書12万7千冊と仁丹同数を寄贈
4.12	台湾震災義捐のため慈善市3日間開催
1907.9.21	水害被災の三府七県に慈善金より5千円支出、仁丹10万包を贈呈
1908.9.2	清国広東省水災地に慈善金より1万円支出、仁丹20万袋を寄贈
1909.1.18	イタリア震災救助金として5日間の売上より千円義捐
7.29	帝国義勇艦隊第三艦建造費に7日間の売上から千円抛出
8.6	大阪大火被災者に7日間の売上から3千円義捐
1910.5.11	青森輪島両大火、第六潜水艇殉難者記念碑に7日間の売上から千円、仁丹本舗が2千円義捐
8.23	大水災地東京府他十五県へ10日間の売上から1万円義捐
1911.11.23	清国革命軍、官軍へ仁丹6万包、赤十字隊に仁丹3万包寄贈

出所 大阪朝日新聞より該当広告を抜粋

(7) 「卸し直(ママ)段改正に就て」1909(明治42)年3月20日付販売店向け資料(筆者蔵)。

(8) 小林富次郎は、明治33年(1900年)10月20日付『東京朝日新聞』で「ライオン歯磨慈善券付袋入」の発売を発表している。LION ホームページ「ライオンミュージアム」(<http://www.lion.co.jp/ja/life-love/history/museum/02/01.php>)。

図2 初期義捐広告例

①1905（明治38）年10月8日『大阪朝日新聞』

②1906（明治39）年1月25日『大阪朝日新聞』

仁丹 慈善券 就て  
 完全なる  
 御徳用なるが上に  
 優美なる装入を推し進め  
 慈善券も三枚有

梅新毒仁丹  
 仁丹慈善金を  
 四作地に支出す  
 完全なる  
 御徳用なるが上に  
 優美なる装入を推し進め  
 慈善券も三枚有

③1910（明治43）年8月23日『大阪朝日新聞』 2頁広告、同じ文面の引札（筆者蔵）

仁丹は必要!!!  
 皆様に此際此仁丹を御買求め請ひます  
 大正元年 大正元年 大正元年  
 大正元年 大正元年 大正元年  
 大正元年 大正元年 大正元年

いまひとつ森下が注力したのは屋外広告であり、大型看板、野立看板、電柱広告、大型広告塔などありとあらゆる機会、場所を通じて広告が展開された。大型看板という広告手法が最初に話題となったのは明治20年代後半、タバコ業界で覇を競った「天狗煙草」の岩谷松平、「サンライズ・ヒーロー」タバコの村井兄弟商会によるものだと思われる<sup>9)</sup>。岩谷

<sup>9)</sup> 八巻 [1992], p.105。

は銀座で最大の大型看板を掲げ、それに対抗して村井兄弟商会は、1895(明治28)年、京都で開催された第4回内国勸業博覧会に際し、大文字山の山腹に五百円あまりを投じて「サンライズ・ヒーロー」の野立看板を設置した(図3)。読売新聞ではこの模様を「布団着て寝たる姿の東山も隠るゝほどに途轍も無き大招牌」と報じている。ところが、風致に問題ありとの苦情、加えて両陛下の行幸を控え、御所からも見える看板が目障りになるとの批判の声も出てきたことから、結局撤去されることになった。これに対して読売新聞では「吾人も山神水霊に代りて喜ぶべし」としている<sup>(10)</sup>。

図3 東山に設置された野立看板(黒丸部分)



出所 「石井行昌撮影写真資料」No.271《動物園内》1895年4月撮影(京都府立京都学・歴史館蔵)<sup>(11)</sup>

同じく、第4回内国勸業博の際には、京都で初めて四条大橋に電飾看板が登場し<sup>(12)</sup>、1901(明治34)年ごろにはキンビールが東京の新橋駅入り口近くに社名のかな文字6字を電

(10) 「京都大文字山の看板を撤去す」『読売新聞』明治28年4月27日。

(11) 京の記憶アーカイブ資料ガイド「「ヒーロー」「サンライズ」の文字看板」で解説されている通り、タイトルの《動物園内》は誤りであり、この写真は第四回内国勸業博覧会の模様を撮影した写真である。京都府立京都学・歴史館(<http://www.archives.kyoto.jp>)も参照。

(12) 京都府 [1915]「大正大禮京都府記事関係寫真材料画像」(京都府立京都学・歴史館蔵)参照。

球で点滅させるなど電気広告の動きが始まった時代であった<sup>(3)</sup>。明治末にはこれら広告に対して不快感を示す雑誌、新聞での論調も増加している。その一例、1910（明治43）年6月28日の大阪朝日新聞の社説では次のように述べられている。

「無遠慮なる醜広告の、近来如何に大仕掛けに都市の美観を損し、停車場、公園、各勝地附近までが俗悪極まる広告を以て包囲され初まりしかを見よ。（略）都会に於ては、目抜の場所または停車場附近に、田舎にありては、名所旧蹟の勝地に真に殺風景なるペンキ塗の看板広告を見ざる所なし。新に建てられし時は、或は俗眼を喜ばす者あるやも知らざれど、一二年を経て柱歪み色褪げたるものなど、田田野郎にも嫌気を惹起さしむべし。況や遊覧客等に於てをや。何とか取締法を設けざれば、世界の美国と称せらるゝ日本帝国の都会名勝は醜広告を以て蔽はるゝに到らん。殊に近時電気の応用広まるや、東京、大阪、京都等の都会にては夜間まで醜悪なる売薬の大広告、呉服屋の広告によりて眼を悩まされざらんと欲するも得ず。而して是等屋外広告は漸次に大袈裟に、巨費を投じて、競争的に都市の美観を損はんとする傾向あり。」<sup>(4)</sup>

このころ、仁丹がどのような屋外広告を展開していたのか、当時の新聞広告、写真資料および絵葉書から確認してみたい。図4は広告塔の一例である。まず1907（明治40）年には大阪駅前に巨大広告塔が建設され、さらに翌年には東京の神田開花樓上に三色イルミネーションで「仁丹」の文字が順次点灯する広告塔が設置された<sup>(5)</sup>。時代が少し下って1922（大正11年）には、上野広小路に高さ百尺、2,500燈の電飾が五色に点滅する巨大広告塔が建設された。これらの大型広告塔の存在は、それ自体が仁丹の宣伝媒体として大きな役割を果たしたのみならず、それを新聞広告の材料とすることでさらに効果を上げる役割を果たしたと思われる。たとえば大阪駅前の広告塔を題材にした新聞広告の宣伝文句には非常に興味深い文言が踊っている。

「奇妙！不思議！！大不思議！！ 諸君！若しも人間，以外に文字を書くものがあつたらばナント奇妙の骨頂ではありませぬか，諸君よ梅田の駅前に立て試に西方の空を眺めよ まばゆきばかりの朱塗の高塔峨々として雲際に聳て居る若し夫れ之を夜間に見ば諸君は人ならずして仁丹の文字を書く大不思議を此塔の中間に認むるであらふ

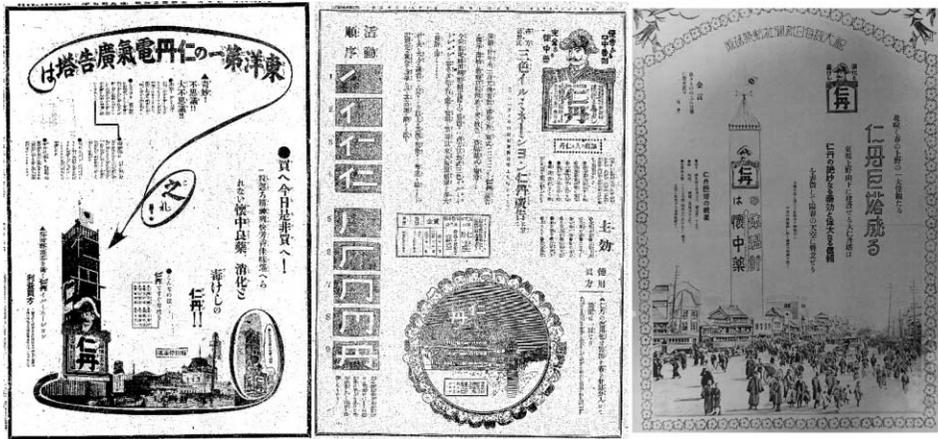
(3) 八巻 [1992], p.106.

(4) 『大阪朝日新聞』ではこのころ景観問題、風致問題から広告に関する取締の必要性を指摘する社説が掲載されている。「風致警察」（明治42年8月5日）、「社説 醜悪広告取締の要」（明治43年6月28日）、「風致風俗を害する看板」（同年9月30日）など。

(5) 東京の電燈広告社で六十年にわたり活躍した亀田の回想では以下の様に述べられている。「神田開花樓へ一つ大きなものを設計しその後上野広小路にもつくり、浅草の田原町にもつくり、各電車の十字路の目抜の屋上に、これは小さいものであったけれども、全部で三十数ヵ所へつくりました。」亀田 [1960], p.87.

此発明は 本舗が実に莫大の費用を投じ苦心惨憺の結果に出たもので彼の赤青白の三色の電光が代りがわり仁丹の筆法を追って活動変色し行くに至っては流石の キリスタン バテレンもあっと驚く靈妙不思議の仕掛である本舗は之と同式のイルミ子ーションを客年東京にも増設したが 今日には恰も新嘗祭, 大阪見物の方々は何は兎もあれ土産話に必らず見よ書方活動式仁丹のイルミ子ーション」<sup>16)</sup>

図4 大型広告塔を紹介した新聞広告



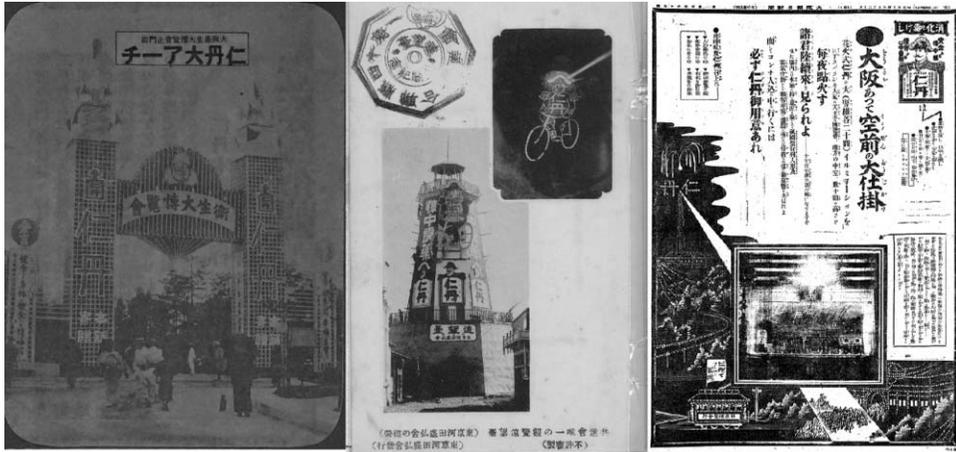
出所 左 『大阪毎日新聞』明治42年11月23日  
中 『東京朝日新聞』明治41年10月12日  
右 『大阪毎日新聞日曜附録』大正11年3月19日

これら大型看板や広告塔は、当時全国各地で頻繁に開催された博覧会の場にも登場した。たとえば、1910(明治43)年12月に名古屋で開催された「第十回関西府県連合共進会」では正門前に高さ百尺の巨大看板が、同年に前橋で開催された「一府十四県連合共進会」では自転車に乗る仁丹ロゴがネオンサインで描かれる観覧望遠台が、翌年天王寺公園で開催された納涼博覧会には縦横二十間の花火式イルミネーションが、1915(大正4)年6月大阪天王寺公園で開催された「衛生大博覧会」の第一会場には三百個の電燈が使用された「仁丹大アーチ」が設置されている(図5)。

また、ネオン広告も都市部目抜き通り各所に設けられた。その初期と思われる絵葉書のうち、撮影年次が明確なものとして以下の2枚を挙げておく(図6)。このような大型看板、ネオンサインは主要都市ならびに鉄道沿線にはかなりの数が設置されていたと思われる

<sup>16)</sup> 「東洋第一の仁丹電気広告塔は之れ!」『大阪毎日新聞』明治42年11月23日。

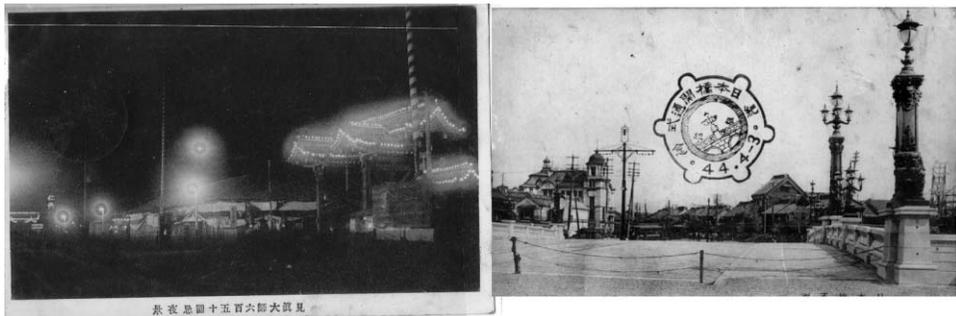
図5 博覧会での大型広告例



出所 左 衛生大博覧会（大阪）の仁丹大アーチ（『仁丹時報』五号 大正4年7月20日）  
 中 一府十四県連合共進会（前橋）の観覧望遠台 絵葉書（筆者蔵）  
 右 納涼博覧会（天王寺公園）の広告（『大阪朝日新聞』明治44年7月20日）

る。1910（明治43）年には、米国からの観光団が日本を訪問し、主要都市や観光地を巡り、新聞でも話題となった。このとき仁丹は米国人観光団を歓迎する英文入りの1頁広告を掲載したが、そこで興味深いのは、関西の主要都市における大型看板の場所をリストアップし、「以下の場所も訪問先に加えることを忘れずに」としていることである（図7）。その解説文からは、京都、大阪、神戸の駅前や目抜き通りに大型広告やイルミネーション広告が軒並み設置されていることがわかる<sup>17)</sup>。

図6 初期「仁丹」ネオンサインが写る絵葉書



出所 左 「見真大師六百五十回忌」絵葉書（筆者蔵）  
 明治44年の東本願寺から南向きに撮影 左奥（京都駅前？）に仁丹ネオンサイン  
 右 「日本橋開通式」絵葉書（筆者蔵）  
 明治44年4月3日の記念印あり 右奥に仁丹のネオンサイン

17) 英字部分の拡大部分には以下のような記載がある。「以下の場所も訪問先に加えてください」

図7 米国人観光団を歓迎する1頁広告とその拡大部分



出所 『大阪毎日新聞』明治43年3月5日

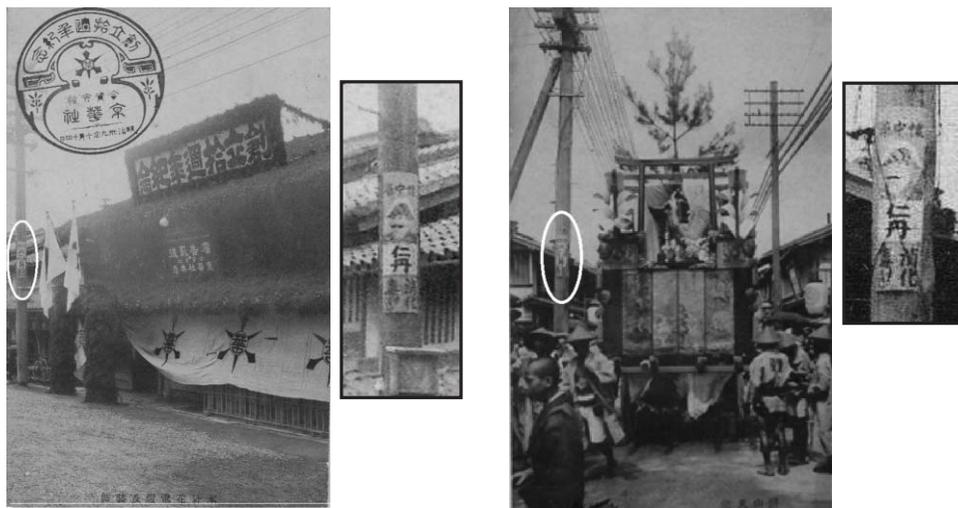
更に全国各地の電柱にも、「仁丹」の文字、もしくはロゴの入った電柱広告が設置されていった。1888(明治21)年に送電を開始した東京電燈を皮切りに、京都、大阪、名古屋にも電燈会社ができ、相次いで送電事業が開始された。その電柱への広告は、1890(明治23)年には警視庁から東京電燈株式会社に電柱広告の許可が出され、また、同年の大阪朝日新聞には電灯広告事務所による電柱の広告が載せられていることから、この時期には開始されていたようである<sup>18)</sup>。明治末から大正期にかけての全国各地の市街を撮影した写真、絵葉書の多くに、仁丹の電柱広告を見ることができる。そのデザインは様々であるが、筆者が確認している最も古い電柱広告は、京都市内に本社のあった広告業「京華社」十周年を記念した絵葉書(1906(明治39)年の記念印入り)に写る仁丹の電柱広告である(図8)。

↘ 京都 四条に3色点滅看板/堀川にイルミネーション看板/京都駅に大型の鉄製看板/高槻駅近辺に大型看板 大阪 梅田駅に2面の3色点滅看板大型鉄製看板/道頓堀に3色点滅看板/千代崎橋にイルミネーション看板/天神橋にイルミネーション看板/神崎駅近くに大型看板 神戸 湊川にイルミネーション看板 他にも、東京、横浜、名古屋、熊本そのほか主要都市に同じようなイルミネーション看板が、また日本の鉄道沿線には大型の鉄製看板が数えきれないほどあります(「歓迎 友邦米国人大観光団」『大阪毎日新聞』明治43年3月5日)。

<sup>18)</sup> 谷 [1989], p.324.

東京の電燈広告社で勤務していた亀田満福の回想によると、「過去において（電柱広告を）一番多く使用したのは「仁丹」で、都内に三千本、花王石鹼が一千本、ほかに博文館とか、実業之日本、婦人世界、篠崎インキ、丸善インキ、三ッ星絵具等が三、四百本ぐらの広告を全市に掲載しておりました」<sup>19)</sup>とのように、東京での電柱広告においてももっとも広告に積極的であったのが仁丹であった様子がうかがえる。

図8 電柱広告の初期例が写る絵葉書



出所 左 「京華社10周年記念」絵葉書 明治39年10月14日の記念印（筆者蔵）  
 右 「鯉山見送」絵葉書 撮影時期不明（電柱広告の形状から同時期か）（筆者蔵）

## 2. 「醜悪なる屋外広告」

これら全国に溢れる様々な屋外広告に対してはさまざまな意見が存在していたが、批判的な意見のなかでも最も辛辣な例として、東京朝日新聞で1910（明治43）年6月から7月にかけて21回にわたって連載された「醜悪なる屋外広告」を紹介したい。その1回目では、「今や汽車の行く處なら都会に遠き百姓の田畑庭先にも広告が立てられて、浮世離れた生活の樵夫百姓等にも此の問題が関係を及ぼして居る」<sup>20)</sup>という。2回目では、「社会学的商業学的立場から見て広告なるものは絶対的に必要なものには相違ない」としながらも、「一

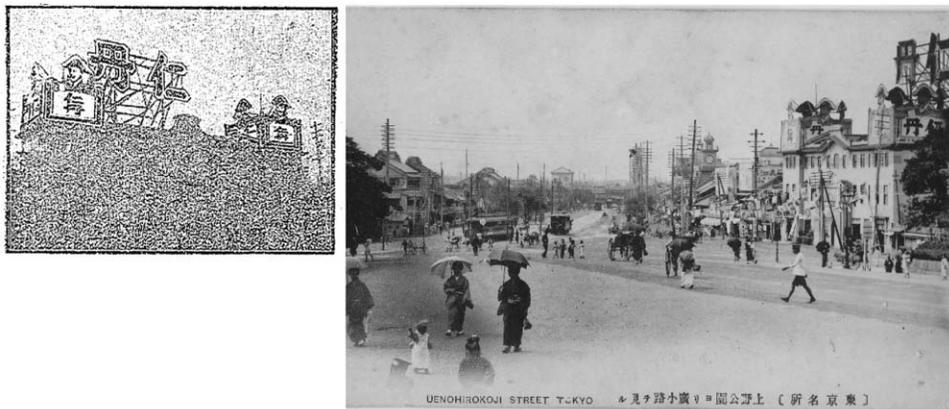
<sup>19)</sup> 亀田 [1960], pp.39-40。なお、この回想を基に荒俣宏は『広告画像の伝説』（平凡社、1999年）のなかで「明治40年には都内3000本の電柱に仁丹広告が付けられることになった。しかも仁丹の電柱広告にはそれぞれ町名番地までが書き込んであり、道案内の役に立ったという」と述べているが、これは亀田のいう電柱広告とそのちに設置された町名表示板を混同したものであると思われる。

<sup>20)</sup> 「醜怪（ママ）なる屋外広告（一）」『東京朝日新聞』明治43年6月15日。

面においては社会の有機体のすべての方面に多大の害毒を与へて酒や阿片や身体の機能を弱らす如く広告が社会の機能を掻き乱して終に非常に悪くする、悲しい哉日本の今日の屋外広告の状態は稍其の域に到達せんとして居る」<sup>②</sup>と、その影響が酒やアヘン同様に身体・精神に「害毒」を与えるというのである。この連載では、東京、大阪、京都など主要都市における屋外広告がもたらす悪影響が批判された。ビールや清酒、「ゼム」、「大学目薬」、「健脳丸」などの売薬とともに、屋外広告に力を入れる仁丹の広告もその批判対象となった。

とりわけ仁丹の屋外広告は、名古屋共進会前に建てられた大型看板(連載2回目)、電柱広告(3回目)、新橋近くの屋外広告(8回目)、上野公園前の広告(9回目)、京都の屋外広告(17回目)など最も多くの回数が割かれ、写真つきで批判されている。

図9 「醜悪なる屋外広告」掲載の仁丹の屋外広告写真



出所 左 「醜悪なる屋外広告(九)」『東京朝日新聞』明治43年6月24日  
右 「東京名所 上野公園ヨリ廣小路ヲ見ル」絵葉書(筆者蔵)

9回目で批判対象となった上野公園前の仁丹看板は、当時の絵葉書でも確認することができる(図9)。この看板に対して「醜悪なる屋外広告」は次のように批判する。

「何人でも上野公園に到る者で此の広告の刺激を受ざる者はいない、此の屋上に仁丹広告が九面ある、何故に東京の市民は日本唯一の一大公園へ行きに帰りに仁丹の九面の醜広告から強烈なる刺激を受なければならぬか、日本唯一の公園の入口に何故風致を害する広告を建築させておくか、今仮に此の広告の形式を調べて見るのに、只々一

②) 「醜悪なる屋外広告(二)」同、明治43年6月16日。

個の屋上に丈余の大広告を八面飾り付け更に其の中央に一面電気広告の爲めに大なる文字を飾るとは、余りに過大過多なる広告ではないか、広告は本来告知的のものであるなら、此の如く過多過大の広告は不必要ではないか。」<sup>②</sup>

さらにこの批判は京都市内で展開された屋外広告にも向けられる。長文であるが引用したい。

「京都の屋外広告取締 京都の趣味の破毀者

屋外広告の取締に就いては遊覧客が集合する様な名所古蹟のある国では既に非常に嚴重なる取締規則が出来て居る、其の最も嚴重なのがあるのは京都府と奈良県とだ。参考の爲めに京都府令を示さう。

道路河川其他公衆の自由に往来出入する事を得る地及之に面したる場所に建設し又は掲出したる広告塔広告札及看板の類にして公安風俗を紊り又は風致を害し若くは危険の虞ありと認むるときは所轄警察官署に於て之が移転改造又は除却を命ずることあるべし（略）右の府令及び告諭は屋外広告取締規則として十分なものだ。

右の府令と告諭によれば京都市には醜惡なる屋外広告を立て得る余地は全く無い、然るに事實は之に反して屋外広告が都市の天然の風致及び市街の体裁を損じて居る事が頗る多い。

三條通り松原通り五條通りの如きは醜惡なる広告で市の外観を打こはして居る。殊に残念なのは都ホテルの目の前に屋根の上に大なる朝日ビールがある、ホテルに宿泊する欧米人が眺めて彼のビール瓶を取除て欲しいと云へり、又日本人は都会組織を知らぬ看板だと眺めて居る。

京都では橋の風致が京都人士に多大な影響を与へるのだから、市の名所古蹟を大切にすると同時に橋の風致を保存すべきだ。然るに京都では有名な橋詰は広告を以て蔽はれて居る、例へば五條の橋詰の如きは不潔な小さい家屋に大きな醜惡な広告で此の通り、風致も何もあつた物でない。殊に五條橋詰の大阪行電車の停留場の如きは其建築の粗惡劣等無趣味実に言語に絶して居る。又大阪行乗場と書いた大きな看板の殺風景さ加減と云つたら話にならぬ。京都には前掲の如き嚴重な取締規則があるのに何故警察署では之を活用しないか、又日本唯一の旧帝都に市庁に於て何故市の外観取締役を設けないか。

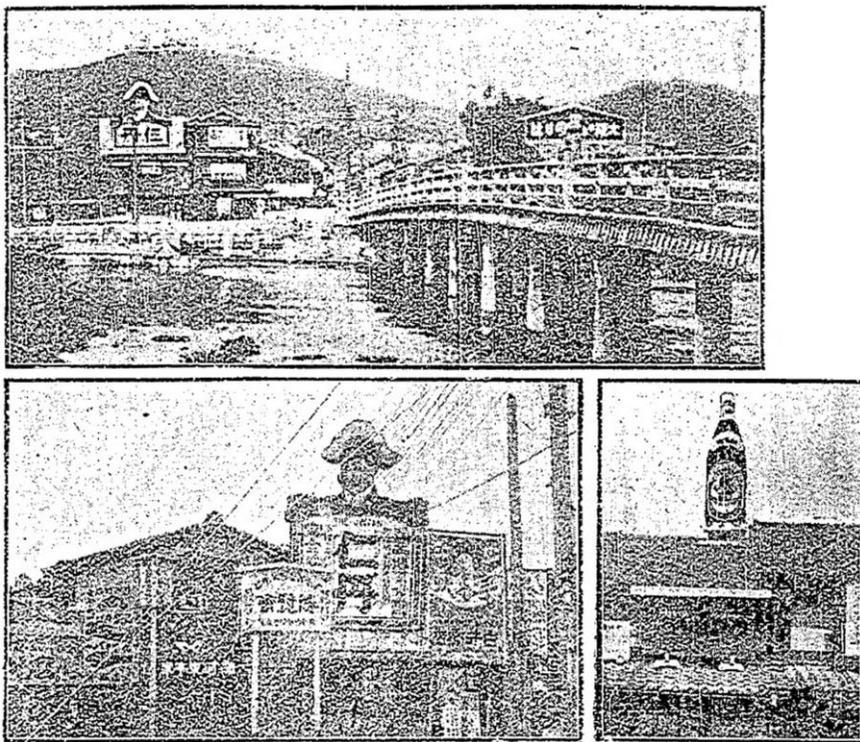
若し京都市街の風致を商人や下劣無趣味な実業家の爲すが儘にしておくと、京都特色の美的工芸品は年々下等なものとなると云ふ事に感付ぬらしい。嗚呼残念な事だ。

② 「醜惡なる屋外広告（九）」同、明治43年6月24日。

京都市民よ京都の美術工芸品の製作動力たる趣味には東山が大なる影響を与える事を知れ、又人が其影響を受くるのは橋の上に於ける眺望なる事をも知れ。而して京都の趣味養成の爲めに早く此醜悪なる広告を取除けよ。<sup>23</sup>

当時の京都市内の屋外広告の状況を知るため、東京朝日新聞に掲載された画像(図10)と、ほぼ同時期の京都市内を撮影した絵葉書写真のうち仁丹の大型看板が写り込んでいるもの(図11)とを比較してみたい。

図10 「醜悪なる屋外広告」で批判された京都の景観



出所 「醜悪なる屋外広告(十六)」『東京朝日新聞』明治43年7月6日

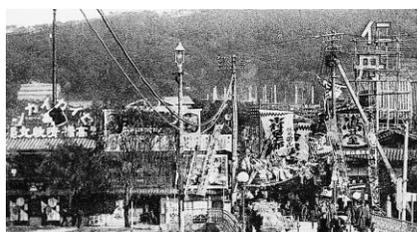
新聞に掲載された写真は不鮮明なものではあるが、仁丹が写り込んだ2枚の画像は記事にある通り、当時の京阪電鉄の始発駅であった五条大橋東詰の駅前と西詰の風景である。当時の絵葉書には、同様に五条大橋を写した風景のほか、四条大橋東詰の南座、西詰に設

<sup>23</sup> 「醜悪なる屋外広告(十六)(ママ 回数は誤植で正確には十七回目である)」同、明治43年7月6日。

置された看板の存在が確認できる。これら絵葉書に写り込んだ「仁丹」が如実に示すように、市中には仁丹の看板が数多く設置されており、それらに取り付けられた電飾は鮮やかに夜の町を照らし出していた。それが景観上の理由から批判される要因ともなったのである。

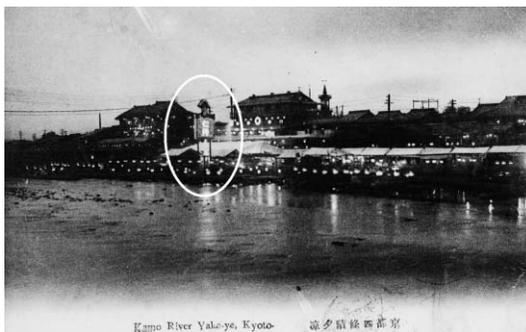
図11 明治末期から大正初期の京都を撮影した絵葉書に写る仁丹（丸囲み）とその拡大図

①四条大橋東詰（橋の形状から明治44年以前）



出所 「京都四條橋」絵葉書（『絵はがきで見る京都』p.11）<sup>24</sup>

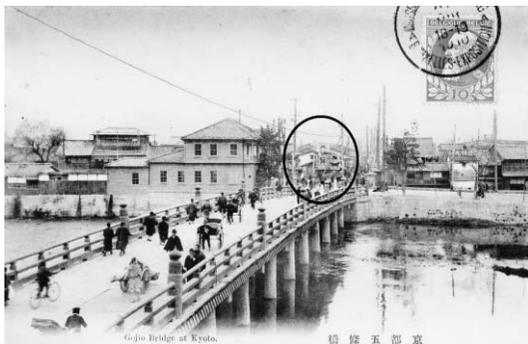
②四条大橋西詰（消印は明治43年7月11日）



出所 「京都四條碓夕涼」絵葉書（筆者蔵）

<sup>24</sup> 四条大橋東詰にあった仁丹のネオンサインに関しては同時代の文化人によっても記録されている（斎藤光「祇園への視線——1910年5月の京都、吉井勇におけるその体験と表現」『京都精華大学紀要』38号、2011年参照）。吉井勇は「仁丹の廣告も見ゆ橋も見ゆあまほろしに舞姫も見ゆ」と詠み、木下柰太郎は明治43年3月末から4月初めの関西訪問時に訪れた四条大橋周辺の風景を以下のように記述している。「目の下に見える四條の橋を紹介しよう。「鴻臺」といふ酒薦の銘が大形に向河岸の屋根を蔽ふてゐる。そこに赤い旗があつて白く「豊竹呂昇」と染め抜いてある。まだ燈の點かぬ仁丹がものものしげに屋根の上に立つ。欄干の電燈の丸い笠は滑石の光沢で紫色に淀んで居る。（略）（四月三日、京都にて。）」（木下柰太郎「京阪見聞録」『三田文学』1910年10月号、p.23）この描写と絵葉書の構図はほぼ一致しており、吉井、木下が見た四条大橋の「仁丹」は上図の絵葉書の光景であつたと思われる。

③五條大橋西詰 (消印は1910 (明治43) 年)



出所 「京都五條橋」 絵葉書 (筆者蔵)

④五條大橋東詰 (明治43年から大正4年)



出所 「京都名所 五條大橋」 絵葉書 (筆者蔵)

### 3. 広告取締法と「公益性」

これら仁丹広告に対して当局からはじめてクレームが入ったのは、1909 (明治42) 年、東京への電柱広告の展開に対してであった。その模様を伝えた当時の新聞記事をみてみたい。

「去月中旬頃より市中目抜き場所に電柱に例の広告の斬新奇抜を以て鳴る森下仁丹の広告が赤色の輝やく計り塗立てられしを見たるが此程警視庁より市内交通警察に妨害ありとて強硬なる塗替へ命令を電燈会社へ向けて発せらる依つて今事の茲に及べる経過を報道せんに

抑もの発端 森下博薬房に□ (一文字不明) は両三年前来名古屋、大阪、神戸等の市中電柱に売薬仁丹の広告をなして大いに人目を惹き好果を得たれば之を機として東

京へも侵入せんとし昨年末東京電燈会社電柱広告一手請負所なる京橋区弓町三丁目の電燈広告社へ向ふ一ヶ年の契約にて電柱の賃貸借をなしたり而して広告趣向及び塗立は森下出入の日本橋薬研堀川田美術看板店が請負ひ本年二月中旬頃より白地に売薬「毒滅」の商像たるビスマークの像を画き其上へ更に赤字で「仁丹」と記して頗る得意の色あり始めは

本所等の場末の電柱にのみ広告し居たりしが追々京橋日本橋と繁華の地にも及せしかば警視庁は本月上旬電燈会社へ内諭を發し会社は直に電燈広告社へ向け其旨傳達し尚ほ目下着手中のものは一時塗立を中止す可しと注意したり然るに広告社は言を左右に托して荏苒今日に至るも更に塗換へる模様なきのみか依然塗立を続行なし再度警視庁の命令を煩すに至れり(略)

因に電柱広告なるものは明治卅九年の春電燈会社の名義の下に左記条項の範囲内に於て警視庁より許可を得たり 色は必ず白若くは紺に限る事 文字は黒若くは白に限る事 商品名と屋号と番地の外には記さざる事 公安を害し市街の風致を傷ぶを禁ずる事は勿論なるが今回の事件は其第二項目に該当す此故に広告社及び森下より先頃来躍起と警視庁へ哀訴嘆願なし居るも警視庁にては中々強硬に出て居る模様にて或は此処数日を出ずして電柱の仁丹は其姿を消すに至るやも知る可らず<sup>25)</sup>

この件は東京朝日新聞の連載「醜悪なる屋外広告」の3回目でも、「仁丹及び毒滅の発売者は昨年東京市中幾千本の電柱に人間の感情に対して恐るべき害毒ある色を以て其の広告を書きはじめ、市内の重なる処は殆ど其の広告が出来上つて了つたのを、其に対する吾人の有害なる説明と警視庁の命令とによつて忽ち此の広告を消滅せしめた事がある、一大市内の電柱に残らず一種の商品の広告を出すとは、広告の出し方が商業的でない殆ど無法である<sup>26)</sup>と触れられている。同様の批判は他の雑誌記事でも確認できる。「之亦広告方が穩かでない現に過日東京市中でやつた電柱広告等市景を害するものとして抹殺を命ぜられたが実は我々は此命のない以前即ち一二柱に下拵をしたときに既に憤慨して居つた程であつた<sup>27)</sup>」。

電燈広告社の亀田はこの時の模様を、「それから三千本の注文を受けたときの状況について少しく申し上げますと、警視庁の方針としては、原則として、塗り広告は白黒青の三色の色彩を配分したものでやらなければならないということだったので。まあ少しはゆる

<sup>25)</sup> 「電柱広告の制裁」『読売新聞』明治42年3月31日。

<sup>26)</sup> 「醜悪なる屋外広告(三)」『東京朝日新聞』明治43年6月17日。

<sup>27)</sup> 「ゼムと仁丹何れが悪い(二)」『活動』第5年6号, pp.115-116。

やかな点もあったのですが、ちょっとの手違いがありまして、「仁丹」はどうしても赤い色をやりたいというので、赤といても原色の赤ではありませんが、紅色くらいの色で「仁丹」の柱を塗り始めたのです。ところがある程度まで進行した際に、あの色はよろしくない中止され塗り替えたもので(略)<sup>28</sup>と回想している。いずれにしても、関西や名古屋で仁丹が展開した電柱広告のスタイルは、東京では批判の対象ともなり、ひいては警察当局から取締対象ともなってしまう、塗り替えざるを得ない事態に陥ったのである。

さらに屋外広告に対する当局からの規制は続く。1911(明治44)年には、屋外広告に対する法律整備を求める声が高まり、「広告物取締法」が制定されるに至った。法案審議の際には大橋頼模委員長から「広告中ニハ随分風俗ヲ害スル虞ノアル広告モアル、又風俗ヲ害スルノ程度ニ至ラヌデモ、市内ノ美観ヲ傷ケ又或ハ公園若クハ郊野ノ風致ヲ害スルモノモ沢山アルカラ、是ハ相当ノ取締法ヲ設ケテ、今日ノヤウナ不規律ナ広告ノナイコトニ致シタイ」<sup>29</sup>との意見が出されているように、この法律は美観・風致保存、公序風俗のため必要に応じ各道府県が屋外広告の設置を制限、除去命令を行うことができるようにするものであった。

#### 広告物取締法(明治44年法律第70号)

第一条 行政官庁ハ美観又ハ風致ヲ保存スル為必要ナリト認ムルトキハ命令ヲ以テ広告物ノ表示其ノ他之ニ関スル物件ノ設置ヲ禁止若ハ制限スルコトヲ得

第二条 前条ノ規定ニ基キテ発スル命令ニ違反シタル物件ニ対シ行政官庁ハ除却ヲ命シ其ノ他必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

第三条 広告物、及看板其ノ他之ニ関スル物件ニシテ危険ノ虞アリ又ハ安寧秩序ヲ害シ若ハ風俗ヲ紊ルノ虞アリト認ムルモノハ行政官庁ニ於テ除却ヲ命シ其ノ他必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

第四条 第二条、第三条ノ規定ニ依ル行政官庁ノ命令ニ違反シタルトキハ拘留又ハ料ニ処ス<sup>30</sup>

同法に基づき、各道府県では相次いで「広告物取締法施行規則」が制定された。なかでももっともその施行規則が厳しい内容であったのが京都府である。長文になるが1911(明

<sup>28</sup> 亀田 [1960], p.88。

<sup>29</sup> 第二十七回帝国議会議院広告物取締法案委員会会議録(筆記速記)第一回、明治44年3月15日(国立国会図書館帝国議会議録データベース)。

<sup>30</sup> 『官報』第八三三四号、明治44年4月7日、p.181。

治44)年8月に相次いで制定された「広告物取締法施行規則」(京都府令第136号)、「広告物取締法令施行手続」(京都府訓令第54号)をみてみたい。

京都府令第136号「広告物取締法施行規則」(明治44年8月11日)

第一条 左ノ各号ノ一ニ該当スル場所ニ広告物ノ表示其他之ニ関スル物件ノ設置ヲ為スコトヲ得ス但慈善其他公益ノ為メニスル広告物ニ限り之カ表示若ハ設置ヲ許可スルコトアルヘシ

一 御陵ヨリ三町以内御墓ヨリ一町以内

二 公園, 社寺仏堂境内

社寺仏堂ノ類カ其境内ニ於テ祭典法要説教等其事務ノ為メニスル広告物ノ表示其他之ニ関スル物件ノ設置ヲ為ス場合ニハ前項ヲ適用セス

第二条 左ノ各号ノ一ニ該当スル場所ニ広告物ノ表示其他之ニ関スル物件ノ設置ヲ為サムトスルモノハ其位置, 期間並ニ物件ノ材質, 形状, 模様及寸法ヲ記シタル図面ニ工事仕様書ヲ添ヘ所轄警察署ニ願出許可ヲ受クヘシ変更セムトスルトキ亦同シ(以下略)

第三条 略

第四条 広告物件ニシテ褪色, 剥離若ハ破損シタルトキハ速ニ之ヲ改修又ハ除却スヘシ

第五条 許可ヲ受ケ又ハ許可ヲ要セサル場所ニ広告物ノ表示其他之ニ関スル物件ノ設置ヲ為シタル場合ト雖所謂所轄警察官署ニ於テ美観又ハ風致ヲ保存スル為必要アリト認ムルトキハ其物件ニ対シ位置ノ変更若ハ改修除却ヲ命又ハ許可ヲ取消スコトアルヘシ

第六条 略

京都府訓令第54号「広告物取締法令施行手続」(明治44年8月22日)

第一条 左ノ各号ノ一ニ該当スル場所又ハ物ニ広告物件ノ設置ヲ許可スヘカラス但シ神仏ノ祭祀法要慈善其他公益ノ為メニスルモノ又ハ特に美観若ハ風致ヲ害スル虞ナシト認ムヘキモノハ此限りニアラス

一 勝地, 旧蹟

二 公園, 勝地, 旧蹟, 鉄道, 軌道又ハ汽船ノ航路等ヨリ明カニ望見シ得ヘキ田圃堤塘山面其他林藪ノ周囲但シ停車場, 停留所構内及其構外二十間以

内ノ場所ヲ除ク

- 三 京都市内ニ於ケル高瀬川及堀川ノ水路ニ沿フタル場所
- 四 鴨川ノ水路ニ沿フタル場所但シ柳原町以北北上賀茂村以南
- 五 保津川ノ水路ニ沿フタル場所但シ桂村以北保津村以南
- 六 宇治川ノ水路ニ沿フタル場所但シ宇治町以東
- 七 鉄製電柱, 煙突, 塀籬又ハ樹木

第二条 広告物件ハ左ノ製作装置ニ依ルモノニアラサレハ之カ設置ヲ許可スルヘカラス

- 一 建造物ノ側壁ニ設置スルモノハ額面様ノ製作物等ニハ粗造ナラス且地上ヨリ高サ八尺以上ノ場所ニ取付クルモノ
- 二 地上ニ設置スルモノハ裏面ノ骨組等ヲ露出セシメス且脚部支柱等不体裁ナラサルモノ
- 三 電柱ニ纏著スルモノハ地上ヨリ高サ七尺以下ノ場所トシ且広告物ヲ以テ電柱ノ其部分ヲ全部包被セシメ赤, 白, 黒ノ地色ナラサルモノ
- 四 形状, 模様, 彩色ハ雅趣ヲ帯ヒ且褪色シ易カラサルモノ例セハ禽獸草木其他優美ノ絵画類ハ概シテ差支ヘナキモ動物ノ内臓白骨其他「毒滅」「仁丹」「大学目薬」「次亜燐」ノ類ニシテ見苦シキモノハ許可セサルコト
- 五 材質ハ腐食又ハ破損シ易カラサルモノ (以下略)<sup>60)</sup> (下線部筆者)

屋外広告制限区域の対象地域には他府県との大きな違いはなく、基本的には、勝地、旧蹟および公園、社寺仏堂境内、御陵・御墓の周辺地域、水路沿いなどが列挙されている。ただし、京都市内においては、ほぼすべての地域に史跡、社寺、御陵が点在しており、その周辺区域も含めれば市内全域が屋外広告の規制対象地域となり得る。何よりも京都府の規制が他府県とは大きく異なるのは、「広告物取締法令施行手続」の不許可要件である。その要件が詳細に規定されている第二条に注目いただきたい。そこでは、「毒滅」「仁丹」「大学目薬」「次亜燐」(図12)などと、具体的な商品名を例示したうえで「見苦シキモノハ許可セサルコト」とある。すなわち、森下の主要製品である毒滅、仁丹両商品が「見苦シキ規制対象」に例示されたことになる。この京都府令および訓令の制定を受け、当時の新聞記事では、「屋外広告に対する京都府の取締法施行規則はいよゝ十一日発布なりたり、

<sup>60)</sup> 『京都府広報』第千三百二十九号(明治44年8月22日), 京都府警察部(編)[1927], pp. 223-226。

(略) 因に四條橋畔にある仁丹、清快丸、大学白粉其の他この附近の風致を損じ居る屋外広告は今回道路拡築と共に自然除却するものにして中には既に除去したるものもあり一旦除去せしものは其の筋の許可を受くる程度のもの、外漫りに建設する事能はざれば同橋附近の重なる屋外広告物は近々悉く自然の除却を見るべしといふ<sup>62)</sup>と評されている。

図12 京都府訓令で例示された商品群



出所 大阪朝日、大阪毎日両新聞掲載の広告より商品ロゴを抜粋。

ここでいまひとつ注目すべきは、同府令、訓令における「例外規定」である。すなわち、設置が認可されない地域においても、「神仏ノ祭祀法要慈善其他公益ノ為メニスルモノ又ハ特に美観若ハ風致ヲ害スル虞ナシト認ムヘキモノ」は例外とされている点である。寺社仏閣においては様々な法要、祭祀ならびにその周辺行事や縁日などの際に必要な掲示物への配慮がされているのに加え、「公益の為に行うもの」に関しては、警察への届出により美観を損ねない範囲で取締対象とはならない旨が明示されているのである。仁丹の町名表示板は、大正大典などの大型行事に伴い急増が予想された京都来訪者、そして京都市民にとっても、市内を移動する際の重要な位置情報（縦横の通りの名、「上ル」「下ル」など交差点からの方向、町名）を示しているという点で「公益」にかなうものである。<sup>63)</sup> また、表3、4で例示したその配色も、府訓令での条件を満たすよう抑えられた色調であり、木製に続いて設置された珐瑯製の表示板は、現在でも腐食・破損が少なく道案内役を続けるだけの耐久性が付与されている。

森下がまず京都市内で大正初期から、その後大正7年からは東京市とその周辺に9万枚もの町名表示板の設置を進めた背景には、東京ならびに京都で生じた屋外広告に対する批

<sup>62)</sup> 『大阪朝日新聞京都附録』、明治44年8月12日。

<sup>63)</sup> 京都市内での木製町名表示板設置直後と思われる1912（大正元）年秋から翌年春の『日出新聞』には読者から仁丹の町名表示板の利便性を評価する投書が寄せられており、1918（大正7）年から東京市で設置された町名番地表示板に対しても、東京市の報告書ならびに当時の雑誌記事などでその利便性が評価されている。井出 [2018] 参照。



この日以降、すべての新聞広告にはたとえ小型のものであっても、必ず広告欄内には古今東西の金言が盛り込まれることとなった。いわゆる「金言広告」である。さらにこの宣言は屋外広告にも反映され、2年後の1916（大正5）年には、「本舗は曩に東京全市七千本の電柱仁丹広告に金言を入れ非常の御賞讃を博しつゝあるが今回又大阪全市に亘り電柱仁丹広告五千本に金言を掲記して社会風教の改善に資しつゝあり 仁丹の薬効は的確偉大にして今や肉体の改善により人を救ひ世を救ふの傍 金言の推拡によりて精神的方面より人を救ひ世を救はんとす 此に於て仁丹濟世の使命愈々全し」<sup>65</sup>と、大阪、東京全市の電柱広告にも金言を盛り込んだとする1頁広告が発表された（図14）。同じ頃の道頓堀の絵葉書に写る電柱、そして仁丹が発行した売薬店向け冊子に掲載された写真にも、こうした金言入り電柱広告の画像を確認することができる。

この金言入りの電柱広告は、屋外広告における「広告益世」理念の代表的な実践例であるといえるが、京都における町名表示板の設置は、これに先立って行われていたことを指摘しておきたい。市街地での大規模な広告展開に対する批判と取締に直面した森下は、厳格な取締規定が制定された京都市、そして電柱広告で警視庁からの取締を受けた東京市において、「公益性」の要件を満たす「町名表示板」の設置を進め、屋外広告での「広告益世」理念を追求しはじめた。その実践の第一弾が京都において大正元年には開始されていた町名表示板の設置なのではないかと考えられるのである。

森下博は、1917（大正6）年、「仁丹本舗の二大店是」と題する一文を書いている。その内容をみてみたい。

「商店の繁昌策としては、私は常に胸中二つの確信を持して居る。此の二つの確信を遂行し実現して、以て商権の確立と増大とを謀つて居るのである。然らば其の二大確信とは、如何云ふことであるか。其れは別段人の耳目を聳動せしめるような奇抜な意見でも、斬新な方略でもない。寧ろ日常の平凡事であるが、しかもこれを厳守し実行するならば、商店の繁昌は必ずや斯して待つべきものと確信して居るのである。

其の二大確信とは外でもない。〔一〕品質の選択は營業の生命なり 〔二〕広告は營業の最大武器なりと云ふ二ヶ条である。（略）其れ故商店の繁昌を計らうとするには、其の根本に於て品質を精選せる優良品を供給し、之れを売出すに巧妙有効なる広告法を用いることが肝要なのである。謂はゞ広告は營業上の最大鋭利なる武器で

<sup>65</sup> 『大阪朝日新聞』大正5年5月11日。

図14 金言入り電柱広告を伝える新聞広告、画像



出所 上左 『大阪朝日新聞』大正5年5月11日, 上右『大阪毎日新聞』大正5年5月14日  
下左 『仁丹時報』12号(大正5年6月15日), 下右 道頓堀絵葉書とその拡大(筆者蔵)

ある。広告機関で紹介して、初めて世人は優良品のあることを知り、これを需要するに至るものである。此の二つの根本要件の何れか一つを欠かば、今日の商店は繁栄し、売上の増進、販路の拡張を計ることは到底出来ないのである。

此の二つの確信——即ち品質の精選を遺憾なからしむること、及びこれが広告を有効にすることの二つは、商店繁栄の二大要件にして、又我が仁丹本舗が多年実行して来た二大店是である。我が仁丹本舗が多年販売戦の陣頭に掲げて来た二大理想である。」(下線部筆者)<sup>60</sup>

60 森下博 [1917], pp.338-341.

「品質の精選」と「広告の重視」という二大店是の表現は、仁丹本舗広告課 [1926] の言説にも表れている。

「我が懐中薬仁丹は、明治三十八年、紀元節の佳辰を卜して発売せられたのであるが、もともと国民保健上の必需品として、将来無限に普及せしむべき意図と確信を以て、発売せられたものであるだけに、その当初から『極力原薬の□□（精撰か）を□行して、品質薬効共に絶対の優秀を期すること』、同時に他の一面には、『広告に依り、一般に之を周知せしめて其継続的需要を喚起すること』、この二つの事項を大綱領としたのである。蓋し『良品と広告』の二大標目こそは、実に近代事業の根本的条件であり、其発展の唯一の合理的基礎であることを信じたからである。従て発売の最初から、早くも大々的の広告を実行して、確固たる自信の下に仁丹の拡張宣伝に努めたわけである。」（□部分は活字不鮮明）

ただしこの「広告の重視」においては、ただそれをひたすらに追求すればよいというものではない。広告課は続けて「広告益世」を実施するに至った理由を以下のように述べている。

「仁丹の広告が、広告益世主義を実行することにした根本の趣旨は、『広告は多くの場合公共的機関を利用するものであるから、従て単に自家の利益にのみ利用すればよいといふのでは、それで正当ではあるものの、何となく味が無い。どうしてもそれに幾分でも公共の利益——少くとも直接自家の利益を意図せない部分——を加味することは、其れ等の機関を用ふる所の広告者側の□□である』といふ精神から出発してゐるのである。（略）従て『自□両益の広告』『愛読せらるゝ広告』といふことが、仁丹の広告のモットーであつて、所謂『広告の爲めの広告』は、努めて避けやうと心懸ける所のものである。』<sup>87)</sup>（□部分は活字不鮮明）

森下は創業以来一貫して、「営業の最大武器としての広告」を積極的に展開した。また、毒滅、仁丹などのヒット商品を連発し急成長を遂げるなかで、その利益を数多くの寄付、義捐活動に投じ<sup>88)</sup>、さらに広告と社会貢献とを結び付ける形で新聞広告を通じた様々な義捐金の呼びかけや付加情報の付与された広告のあり方を模索し続けていた。屋外広告においても、批判の声や当局からの取締の動きに対応しながら、企業広告と「公益性」、すな

<sup>87)</sup> 仁丹本舗広告課「仁丹広告小史」大阪朝日新聞（編）[1926], p.33.

<sup>88)</sup> 新聞などを通じた購買者への義捐呼びかけのみにとどまらず、森下自身による寄付活動も多岐にわたった。最も巨額のもは大阪薬業倶楽部施設一切（概算で6万5千円）を寄付したもので（『艸藥新聞』大正10年5月1日）、さらに『大阪薬業新聞』では「社会公益の爲めに寄附した金額が一口百円以上のものが七十四万八千円」と報じられている（黒面冠者「薬界富豪の解剖 致富論に及ぶ」、大正14年12月1日）。

わち、「公」「私」のバランスを模索するなかで、大正初めに京都市で仁丹ロゴ入りの「町名表示板」が誕生し、東京市はじめいくつかの都市で同様の町名表示板が設置された。さらには、新聞広告や電柱広告においても、「金言」という「公益性」を付加する決断をするに至った。これら様々な実践と模索のプロセスから「広告益世」理念が具現化していったのではないだろうか。

京都市内に現存する町名表示板は、森下の「広告益世」理念の実践を考察するうえで、もっとも早い屋外広告における公益性の追求事例として、極めて重要な存在であると考えられる。加えて、各企業により戦前に展開された屋外広告の実践例はほとんど設置場所に現存しておらず、辛うじて博物館等に展示保存されているものが残るのみであるのに対し、京都市内の町名表示板は、100年近い時を超えてなお、設置されたその街角で、今日でも道案内役を務め続けている稀有な存在である。筆者も参加する京都仁丹樂會では、設立以来その調査、保存活動が続けてきた。京都の近代の都市改造やまちなみの歴史を伝える存在でもあるばかりでなく、森下仁丹の広告戦略、ひいては日本広告史、戦前期の図像（イメージ）研究においても大変重要な文化財的価値を有する存在として、この町名表示板が一日でも長くその場にあり続けられるよう強く願うものである。

## 付 記

本稿は日本広告学会2014学会年度第6回関西西部会報告「戦前における仁丹の町名表示板広告：京都、東京の設置状況とその経緯」、ならびに大正イマジュリィ学会第14回全国大会報告「仁丹のある風景：戦前における仁丹町名表示板の設置状況とその経緯」を基にしている。また、データ収集などは京都仁丹樂會メンバーとの共同調査の成果でもあり、メンバーにはこの場を借りてお礼申し上げたい。

なお、日本広告学会関西西部会での報告の際、当時非会員であった私の報告を快諾頂き、手配を進めて下さったのが妹尾先生であった。私も妹尾先生に研究成果を披見しコメントを頂戴するのを楽しみにしていたが、当日出席がかなわなかった先生に報告をお聞き頂けなかったのが心残りである。本稿ならびに近刊の拙稿（『大正イマジュリィ』No.13 所収）を以て妹尾先生への御報告に代えさせていただきます、心よりご冥福をお祈り申し上げます。

## 参 考 文 献

- 一記者 [1925]「広告を透して見たる事業界盛衰記（其二）仁丹と森下博の巻」『事業と広告』大正14年8月号  
井出文紀 [2018]「仁丹のある風景 戦前における仁丹町名表示板の設置状況をめぐって」大正イマジュリィ学会『大正イマジュリィ』No.13（近刊）  
悦夫 [1913]「馬鹿にしてはならない仁丹の広告と其暗示」『実業界』7巻3号、早稲田同文館  
大阪朝日新聞（編）[1926]『新聞広告選集』大阪朝日新聞社

- 織田久 [1976] 『広告百年史 大正・昭和』世界思想社  
亀田満福 [1960] 『電柱広告六十年』  
京都府警察部（編）[1927] 『京都府警察法規』帝国地方行政学会  
田中泰彦（編）[1972] 『写真集 京の町並み』京を語る会  
谷峯蔵 [1989] 『日本屋外広告史』岩崎美術社  
日本電報通信社（編）[1940] 『日本新聞広告史』日本電報通信社  
仁丹本舗編纂部（編）[1930] 『金言小話集』  
万年社（編）[1926] 『大正十六年広告年鑑』万年社  
水谷憲司 [1995] 『京都・もう一つの町名史』永田書房  
森下仁丹史録課（編）[1959] 『回想録 慈薬院第十七回忌慈徳院第廿三回忌追遠記念帖』  
森下仁丹（編）[1974] 『森下仁丹80年史』  
森下仁丹百周年記念誌編纂委員会（編）[1995] 『仁丹から JINTAN へ 森下仁丹100周年記念誌』  
森下博 [1917] 「仁丹本舗の二大店是」井関十二郎（編）『繁昌する商店』同文館  
森下博薬房 [1919] 『米糧問題懸賞論文集』（仁丹時報第39号附録）  
森下博薬房 [1921] 『仁丹須知』  
森安正（編）[2012] 『絵はがきで見る京都—明治・大正・昭和初期』光村推古書院  
八巻俊雄 [1992] 『日本広告史』日本経済社  
山本武利 [1984] 『広告の社会史』法政大学出版局  
山本武利, 津金澤聰廣 [1992] 『日本の広告 人・時代・表現（改装版）』世界思想社  
不明 [1909] 「ゼムと仁丹何れが悪いか（二）」『活動』第5年6号, 経商社  
不明 [1919] 「町名札と仁丹本舗」都市研究会『都市公論』2巻9号  
大阪毎日新聞, 大阪朝日新聞, 読売新聞, 艸楽新聞, 大阪薬業新聞, 薬業時報  
仁丹時報 各号  
国会図書館デジタルコレクション  
京の記憶ライブラリ（京都府立京都学・歴彩館デジタルアーカイブ）  
大津市歴史博物館 大津の歴史データベース  
森下仁丹歴史資料館 HP (<http://www.jintan.co.jp/special/museum/>)  
京都仁丹楽會ブログ (<http://jintan.kyo2.jp/>)  
※資料提供でご協力いただいた森下仁丹広報部の田畑さま, 絵葉書「京都四條橋」の画像使用を快  
諾下さった森安正さま, 光村推古書院さまに心より御礼申し上げます。